木村金治氏　　　二十五円七十銭
安藤元五氏　　　五十四円
三　塩友之助　　十五円四十銭
　　　　　　　　三十三円
　　　　　　　　十六円九十銭
　　　　　　　　百一円二十五銭

九、乙ハ甲ニ金貳百円也ヲ寄附ス。

十、前記四條ヲ昭和二ヶ月実行シテ効ナキトキハ甲乙代表者会議ノ上決定シ又ハ今後問題ヲ生シタル相方一切異議申立セサルコト

本覚書二通ヲ作成シ甲乙各一通ヲ所持ス。

日本輸出綿織物製造同業組合

所在地、横浜市南太田町二二八、

從業員　男一七名、　女加人　一七名

争議経過

横浜市在住輸出絹物製造加工職工有志ハ五月十日輸出絹物技工組合ヲ結成シ事業主組合ニ左記要求ヲ提出シテ罷業ス

一、技術ノ優秀ナル職工或ハ諸種ノ関係ニヨリ徒弟女工割合ノ廃止ノ件

二、工賃標準価三円乃至二円五十銭ノ二種トスルコト

寧ロ四月十六日ヨリ一部ニ同盟罷業ノ状況ニシテ初志ノ貫徹ヲ期シ四月二十三日縣市当局ノ斡旋ニヨリ円満解決ス。

長上硝子製造工場

所在地　尼ヶ崎市築地町一丁目　無花條之氏

営業主　四十五日、

從業員　男　一二八名、　女加人　一二八名、

主要労働　　日本労働総同盟尼ヶ崎聯合会

争議